

山形県農業共済組合事業規程新旧対照表

(下線部分は改正部分)

変更後	現行
<p>第7章 任意共済 第3節 農機具共済 第2款 農機具損害共済</p> <p>(共済金額) 第226条 農機具損害共済の共済金額は、5万円を下回らず新調達価額（新調達価額が<u>3,000万円</u>を超える場合にあっては、<u>3,000万円を限度とする。</u>）を超えない範囲内において、組合員が申し出した金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3款 農機具更新共済</p> <p>(共済金額) 第237条 農機具更新共済の共済金額は、5万円を下回らず新調達価額（新調達価額が<u>3,000万円</u>を超える場合にあっては、<u>3,000万円を限度とする。</u>）を超えない範囲内において、組合員が申し出した金額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第7章 任意共済 第3節 農機具共済 第2款 農機具損害共済</p> <p>(共済金額) 第226条 農機具損害共済の共済金額は、5万円を下回らず新調達価額（新調達価額が<u>2,000万円</u>を超える場合にあっては、<u>その額</u>）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3款 農機具更新共済</p> <p>(共済金額) 第237条 農機具更新共済の共済金額は、5万円を下回らず新調達価額（新調達価額が<u>2,000万円</u>を超える場合にあっては、<u>その額</u>）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

- 1 変更後の第226条並びに第237条の規定は、令和8年4月1日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。